

武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動
に伴い我が国が実施する措置に関する法律第 15 条に
基づく土地の使用等に関する訓令

1 制定の趣旨

防衛施設庁の廃止・本省への機能統合に当たり、従来の防衛施設庁訓令について、「防衛施設局長」を「地方防衛局長」とする等の所要の見直しを行った上で、新たに防衛省訓令として制定するものである。

2 訓令の概要

この訓令は、武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第 15 条の規定に基づく土地の使用等に係る損失補償の手続等について定めるものである。

- (1) 土地又は家屋の使用の手続等（第 2 条－第 7 条）
- (2) 損失補償の手続等（第 8 条－第 11 条）
- (3) 異例なものの処理（第 12 条）
- (4) 委任規定（第 13 条）

3 施行期日

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日
（平成 19 年 9 月 1 日）